

**第157回新生ふくしま復興推進本部会議
第53回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議
合同会議 議事録**

- 日時：令和8年1月30日（金）17：00～17：10
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

議題の1つ目「福島復興再生計画（案）」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1－1を御覧ください。資料上段において、計画改定の根拠等を整理しております。

次に、資料下段を御覧ください。計画改定の経緯等を記載しております。現行計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であり、第3期復興・創生期間に向け、計画の改定を進める必要があります。令和7年12月に改定された、国の福島復興再生基本方針を踏まえて、今般、計画の改定を行うものです。

資料1－2を御覧ください。計画の概要を記載しております。主な改定点は赤字としております。

まず、本計画の期間を令和8年度から令和12年度までの5年間としており、それから、国の復興の基本方針に記載された双葉地域における中核的病院の整備といった医療・介護・福祉サービスの再構築や、子育て等の環境整備、住民帰還、移住の促進等について追記しております。

また、除去土壌等の県外最終処分に向けたロードマップ等を踏まえ、県外最終処分に向けた取組について追記しております。

さらに、改定された福島イノベ構想の青写真に明記された新たな視点なども盛り込んでおります。

なお、資料1－3として改定後の本文案を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

本改定案については、今後実施するパブリックコメントや、市町村等への法定意見聴取を踏まえつつ、国とも必要な協議を進めながら、認定申請に向けた準備を進めてまいります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。
なければ、原案のとおり決定することといたします。
知事からお願ひいたします。

【知事】

東日本大震災と原発事故からまもなく15年となります。福島県の復興は着実に前進する一方で、避難地域の復興・再生や廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題などの原子力災害特有の課題に加え、特定帰還居住区域の生活環境整備といった復興の進捗によって生じる新たな課題等にも的確に対応していく必要があり、福島の復興は長い戦いになります。

このため、福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画の改定に当たっては、必要な施策を漏れなく盛り込み、福島の復興・再生に向けた取組を一つ一つ、着実に進めていくことが重要です。

今後、県民の皆さんや市町村の御意見を丁寧に伺いながら、計画改定に必要な協議・調整を行い、引き続き、現場主義を徹底し、国・市町村等と一体となって、復興に向けた取組を進めてください。

【鈴木副知事】

次に、議題の2つ目「富岡町・特定帰還居住区域復興再生計画の変更」、議題の3つ目「双葉町・特定帰還居住区域復興再生計画の変更」について、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

「特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について、1月21日付で双葉町から、1月23日付で富岡町から、福島復興再生特別措置法に基づく県への協議がありましたので、その内容についてお諮りいたします。

今回の計画変更は、両町が実施した第2回帰還意向調査の結果などをもとに、帰還意向のある方々の自宅等を新たに区域に追加するほか、記載の軽微な修正、避難指示解除に向けた関係機関等との調整に係る記載の追加を行うものです。

まず、富岡町の計画について説明いたします。資料2-1を御覧ください。富岡町では、令和6年2月に国の計画認定を受け、小良ヶ浜、深谷及び新夜ノ森の3つの行政区に区域が設定されております。

1ページ目左側の区域図を御覧ください。黄色に着色された範囲が、追加区

域を含む特定帰還居住区域の全体像になります。今回、3つの行政区において、約55ヘクタールが追加され、約275ヘクタールに区域が拡大されます。

続いて、3ページを御覧ください。「7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項」の3ポツ目に防災、5ポツ目に郵便及び宅配、6ポツ目に地上デジタル放送の視聴及び携帯電話の使用について、避難指示解除に向けた関係機関等との調整に係る記載が追加されております。

本会議で御了承いただければ、資料2-2のとおり「異議なし」として、本日付けで富岡町に回答したいと考えております。

次に、双葉町の計画について説明いたします。資料3-1を御覧ください。双葉町では、令和5年9月に先行除染箇所の下長塚行政区、三字行政区、令和6年4月には、中間貯蔵施設区域や特定復興再生拠点区域を除き、町全域において国の計画認定を受け、区域が設定されております。

1ページの区域図を御覧ください。ピンク色に着色された範囲が、追加区域を含む特定帰還居住区域の全体像になります。約160ヘクタールが追加され、約690ヘクタールに区域が拡大されます。

続いて、3ページを御覧ください。「7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項」の5ポツ目に、郵便物の受け取りについて、避難指示解除に向けた郵便局との調整に係る記載が追加されております。

本会議で御了承いただければ、資料3-2のとおり「異議なし」として、本日付けで双葉町に回答したいと考えております。

国による認定後は、町や国と共に、避難指示の解除に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、関係部局の御協力をよろしくお願ひいたします。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。

なければ、富岡町の計画変更案、双葉町の計画変更案について、異議なしとして回答することといたします。

知事からお願ひいたします。

【知事】

今回協議があった富岡町、双葉町の特定帰還居住区域復興再生計画の変更によって、両町で区域が拡大することとなります。

富岡町では令和6年2月に計画が認定され、小良ヶ浜行政区、深谷行政区及び新夜ノ森行政区の特定帰還居住区域において、除染やインフラの整備等が着実に進められています。

また、双葉町では令和5年9月に計画が認定され、昨年11月には特定帰還居住区域の一部区域で立入規制が緩和されるなど、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組が進められています。

今回の区域の拡大は、古里への帰還を後押しし、地域の復興・再生に向けた更なる前進につながるものです。

国には、速やかに計画を認定いただき、早期の避難指示解除が実現できるよう、責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

引き続き、全庁一丸となって、福島復興再生計画の取組を早期に進め、帰還意向のある全ての方々が一日も早く帰還することができるよう、国、町と連携しながら取り組んでください。

この際、皆さんと共有したい想いがあります。

間もなく震災と原発事故から15年を迎えます。この15年という時間の経過により、国内外で福島の災害の「風化」が進行していることは、本県復興における大きな危機だと捉えています。

こうした中、より多くの皆さんに、福島へ心を寄せていただけることが何よりも重要です。本県との「きずな」、そして「ご縁」を大切にしていくことが、これから長い戦いにおいて大きな力となります。

今年は、「震災・原発事故から15年」、そして「県政150年」という重要な年です。来月には「大ゴッホ展」、4月からは「ふくしまデスティネーションキャンペーン」など、国内外から多くの方々が本県を訪れ、福島の今を直接見て、感じていただく絶好の機会となります。

職員一人一人が関係している皆さんに対し、これまで以上に、心からの「ありがとう」の想いを伝え、本県との「きずな」、そして「ご縁」がより一層深まるよう一緒に取り組んでいきましょう。

【鈴木副知事】

以上で合同会議を閉じます。